

日バス業協第424号
令和3年10月29日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」、
貸切バスの「安全運行パートナーシップ宣言」について（再周知）

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸切バス事業者は大変厳しい状況が続いております。このような中で、9月末で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全面的に解除され、国はワクチン・検査パッケージの実証実験等、行動規制の緩和等が検討されているところです。今後、Go Toトラベル事業の再開等の需要喚起策が進むことを期待しているところです。

今後、行動規制の緩和が進み、観光需要が回復することを期待する一方で、事業者同士が仕事を取り合う過当競争が起きることを懸念しています。2016年に起きた軽井沢スキーバス事故から5年が経過し、改めてそのような悲惨な事故を起こさぬよう、旅行業界と連携し、安全運行に努めることが重要です。

つきましては、安全に向けた取り組みを改めて確認いただくためにも、国土交通省の策定した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」にても改めてご確認いただくとともに、2016年に公益社団法人日本バス協会、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会でご公表した「安全運行パートナーシップ宣言」を改めてご確認いただき、別添の日本バス協会で作成した自己点検表を活用していただき、自社が旅行者と連携し、安全運行のための取り組みを行っているかどうかについて確認していただきますようお願いいたします。

その旨、貴協会においてご了知いただくとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 泉・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016